

創業 個別相談会

疑問やお悩みに、指導経験が豊富な
専門家(中小企業診断士)がお答えします

例えば……

- 「売上や経費などの収支計画は妥当だろうか？」
- 「商売を始めるに当たって購入する設備や規模は妥当だろうか？」
- 「自分の商売に合ったお店の場所は？」
- 「開業に当たっての手続きは？ 許認可って必要？」
- 「従業員を雇った場合の手続きや労働保険料などの負担は？」
- 「創業融資制度や利用できる補助金ってあるの？」
- 「経理の経験が無いけど大丈夫？」
- 「確定申告ってどのようにするの？ 税金の種類と収める税金っていくらくらい？」
- 「今の営業内容とは違う新たな事業を始めたいが、計画は妥当だろうか？」

相談
無料!

お気軽にご利用
ください!

開催
日時

令和8年1月20日(火)、2月13日(金)

両日とも 13時00分~17時00分 ※相談時間は後日調整
させていただきます。

開催
場所

稚内商工会議所 2階会議室
(稚内市中央2丁目4番8号)

相談員

金谷 博光 氏(旭川市)
金谷博光税理士・中小企業診断士事務所 所長

対象者

創業を準備 又は 創業間もない方、
新たな事業を計画している事業主の方

申込
方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送・メールにてお申込みください。



お問合せ先
(主催)

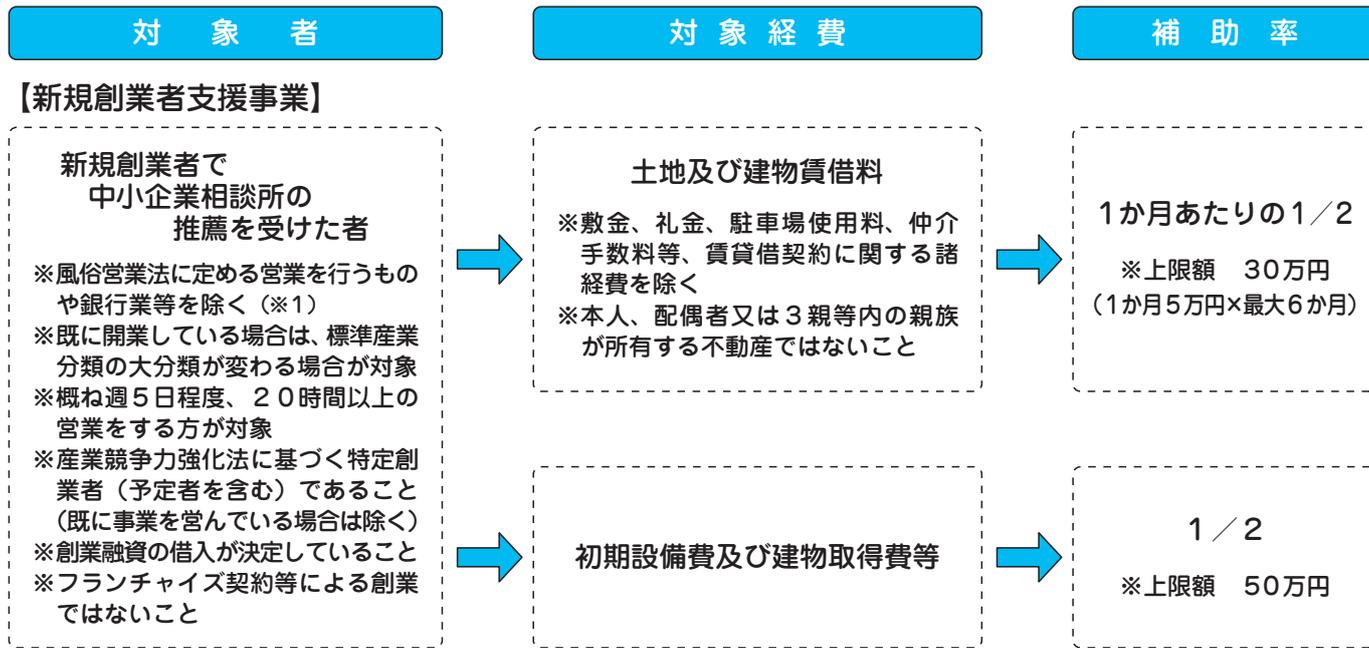
稚内商工会議所 中小企業相談所

〒097-0022 稚内市中央2丁目4番8号 TEL 0162-23-4400 FAX 0162-22-3300

E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp URL: http://www.wakkanai-cci.or.jp/



【稚内市 新規創業者支援事業助成金のご案内】



※1 非対象業種・銀行業や生命保険業、パチンコホールなど、(株)日本政策金融公庫の非対象業種等に原則準拠

その他

- 対象者の条件にある「特定創業者」になるためには、指定された創業セミナーや創業相談を受け、稚内市に申請する必要があります。
- 当助成を受けようとする方は、創業前に中小企業相談所（稚内商工会議所内）へ創業事業計画書を提出し、推薦書の交付を受ける必要があります。
- 当助成は、1企業につき、一生涯に一度のみ。その他詳細は交付要綱参照。助成期間は、令和7年度までです。

※ 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
 稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ TEL：(0162) 23-6467

キリトリ線

《創業個別相談会申込書》 **FAX.0162-22-3300** (稚内商工会議所宛)

住所：稚内市中央2-4-8 E-mail：wcci@rose.ocn.ne.jp 令和8年 月 日

相談希望日	1月20日(火)	<input type="checkbox"/>	2月13日(金)	<input type="checkbox"/>
※希望日に☑を付けて下さい。	※相談時間は後日調整させていただきます。			

フリガナ		性別
お名前		男・女
ご住所	〒	年齢
		歳
連絡先	TEL	E-mail

相談内容	※事前に相談内容を把握しスムーズな対応を心がけておりますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。
------	---

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供以外に使用いたしません。